

国見ヶ丘二丁目町内会 各位

町内会会計からのお知らせ

1. 町内会費について

町内会費は、月 5 0 0 円となっております。

上期分 (3000 円) は、5 月の班長会で会計までお渡し下さい (4 月中に集めてください)

下期は (3000 円)、1 1 月の班長会で会計までお渡し下さい (1 0 月中に集めてください)

・町内会費を、各世帯から受取る際には、「国見ヶ丘二丁目町内会会計 代理 班長名 (印)」で領収書を切ってください。

・なお、班長用の領収書は、前班長さんから引き継いで受取っていると思いますが、残りが各班の世帯数よりも少なくなるようでしたら、会計から新しい領収書を受取ってください。

・もしも新しい領収書を会計から受取るのが間に合わない場合は、班長さんのほうで購入していただいても構いません。その場合は、購入時にお店から領収書 (宛先: 国見ヶ丘二丁目町内会) を受取ってください。立て替えた分の金額は、後でお支払します。

【途中で転入・転出される世帯について】

・年度の途中で、転入・転出される世帯については、次のようお願いします。

■ 転入された世帯: 例えば 6 月に国見ヶ丘二丁目に移住して来られた場合は、次の月 (7 月) から町内会費をいただくこととしております。7~9 月分の 1500 円を受取り、会計までお渡し下さい。

■ 転出される世帯: 転居され、国見ヶ丘二丁目町内会から抜けられることになった場合は、いただいた会費を月割りでお戻しします。例えば 12 月に引越される場合には、その月 (12 月) から年度末までの、12~3 月分の 2000 円を転居される世帯に (申し訳ありませんが班長さんのほうで) 立て替えてお支払願います。その方から、国見ヶ丘二丁目町内会宛の領収書を受取ってください。その領収書と引き換えに、会計から立替分をお支払します。

・なお、転入・転出された世帯があった場合は、その情報 (住所、世帯主名など) を、町内会の庶務担当の方にも連絡願います。

2. 立て替えて購入される場合

・国見ヶ丘二丁目町内会の行事などで、班長さんや会員の方が支払されることがあります。(行事に使う物品、掃除用具、班会開催など)

・その場合は、必ず「国見ヶ丘二丁目町内会」宛に領収書をいただってください。

以上 よろしくお願います。

国見ヶ丘町内会会計 大子田